

# 告示

## 埼玉県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 椿会 飯島歯科医院	富士見市ふじみ野西一―一― 一 アイムプラザ二F	平成三十年五月十二日